

平成27年9月25日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成27年第3回松島町議会定例会会議録(第1号)

---

出席議員(13名)

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	(欠番)
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
総務課長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	赤間隆之君
震災復興対策監	小松良一君
企画調整課参事兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千葉繁雄君

建設課参事	赤間春夫君
総務課参事兼 総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君
教育課参事兼 学校教育班長	児玉藤子君
代表監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 事 阿部友希

議事日程（第1号）

平成27年9月25日（金曜日） 午前10時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 9月25日から10月9日まで15日間
- 〃 第 3 町長所信表明
- 〃 第 4 諸般の報告
- 〃 第 5 議会活性化調査特別委員会の中間報告について
- 〃 第 6 議案第 96号 松島町個人情報保護条例の制定について（提案説明）
- 〃 第 7 議案第 97号 職員の再任用に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 8 議案第 98号 松島町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 9 議案第 99号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第10 議案第100号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第11 議案第101号 松島町手数料条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第12 議案第102号 指定管理者の指定について（提案説明）【**帰命院避難所**】
- 〃 第13 議案第103号 指定管理者の指定について（提案説明）【**手樽防災センター**】
- 〃 第14 議案第104号 工事請負契約の締結について（提案説明）【**漁業集落防災機能強化工事（早川地区）**】

- 〃 第 1 5 議案第 1 0 5 号 平成 2 7 年度松島町町一般会計補正予算（第 4 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 6 議案第 1 0 6 号 平成 2 7 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 7 議案第 1 0 7 号 平成 2 7 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 8 議案第 1 0 8 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 9 議案第 1 0 9 号 平成 2 7 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 0 議案第 1 1 0 号 平成 2 7 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 1 議案第 1 1 1 号 平成 2 7 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 2 議案第 1 1 2 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 3 議案第 1 1 3 号 平成 2 6 年度松島町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について（提案説明）
- 〃 第 2 4 議案第 1 1 4 号 平成 2 6 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 5 議案第 1 1 5 号 平成 2 6 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 6 議案第 1 1 6 号 平成 2 6 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 7 議案第 1 1 7 号 平成 2 6 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 8 議案第 1 1 8 号 平成 2 6 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 9 議案第 1 1 9 号 平成 2 6 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

- 〃 第 3 0 議案第 1 2 0 号 平成 2 6 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定  
について（提案説明）
  - 〃 第 3 1 議案第 1 2 1 号 平成 2 6 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て（提案説明）
  - 〃 第 3 2 議案第 1 2 2 号 平成 2 6 年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）
  - 〃 第 3 3 報告第 7 号 平成 2 6 年度松島町健全化判断比率について
  - 〃 第 3 4 報告第 8 号 平成 2 6 年度松島町資金不足比率について
  - 〃 第 3 5 議案第 1 2 3 号 松島町副町長の選任につき同意を求めることについて
  - 〃 第 3 6 議案第 1 2 4 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 〃 第 3 7 議員提案第 4 号 松島町議会基本条例の一部改正について（提案説明）
  - 〃 第 3 8 議員提案第 5 号 松島町議会委員会条例の一部改正について（提案説明）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせをいたします。

松島町手樽 [REDACTED] ほか3名でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、9番太齋雅一議員、10番色川晴夫議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（片山正弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から10月9日までの15日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月9日までの15日間に決定をいたしました。

---

#### 日程第3 町長所信表明

○議長（片山正弘君） 日程第3、町長の所信表明を行います。

町長より挨拶の所信表明をお願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君） 本日第3回松島町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には議会定例会にご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、初めに今月18日南米チリ中部沖地震による津波注意報が太平洋沿岸を中心とする各地に発令されました。本町におきましても、同日警戒本部を設置し、関係機関と連携し対応を行ってまいりました。詳細につきましては、本日お配りいたしました資料により、後ほど危機管理監より説明申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、条例の制定、一部改正が6件、その他の議案が4件、平成27年度補正予算が8件、平成26年度決算認定が9件、報告事項が2件、人事案件が2件でございます。なお、副町長の選任につきましては、東日本大震災の復興のためにも空席期間をつくらないように、人選を進めておりましたが、このたび整い、提案するものであります。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、冒頭の貴重なお時間をいただきまして、町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

このたび、私は松島町の特色を生かした持続可能な魅力あるまちづくりと、東日本大震災からの復興という大変重い負託を受け、町民の皆様から多くのご支援をいただき、町政に当たらせていただくことになりました。人口減少・超高齢化の時代を迎え、町政を取り巻く情勢が一層厳しさを増しているこの時期に、町政を預かる責任の重さを感じ、身の引き締まる思いであります。

私は、選挙期間中さまざまな機会を通じて、町民の皆様生の声を聞き、町民が行政に対し、何を求め、何を期待しているのかをひしひしと感じ、ふるさと松島の活力あるまちづくりへの思いが一層強まりました。私の使命はこうした町民の皆様のを着実に町政に反映させていくことでもあります。これまで、町民の皆様から頂戴いたしました貴重なご意見等につきましては、今後の町政運営に生かしてまいります。

現在、町を取り巻く環境は、震災からの復興加速や持続可能なまちづくりのための行財政運営、松島の将来を担う子育て支援策の充実など、これからのまちづくりを進める上で重要な課題が山積しております。官民が知恵を出し合い、活力ある新しい松島を町民の皆様とともに、創造してまいり所存であります。

それでは、私が今後取り組む基本政策の方針につきまして、その概要を述べさせていただきます。

まず第一に、震災からの復興の加速化であります。

未曾有の被害を受けた東日本大震災から4年6カ月が経過いたしました。災害公営住宅が完成し、被災者の住宅再建も進み、津波被害を受けた沿岸部においては防潮堤や河川の護岸工事を初め、漁港施設等の復旧・復興関連工事や漁業集落のかさ上げ工事、下水道工事が着工し、ようやくハード面の復旧・復興事業が本格化してまいりました。

また、将来の大規模災害に備えた避難場所や、避難施設、避難道路につきましても、順次着

工、完成するなど事業完了の見通しが立ちつつありますが、国が掲げる集中復興期間の期限である平成27年度中の事業完了は困難な状況であり、復興事業の約5割が平成28年度以降の事業完了となる見込みであります。

今年度末で国が掲げる集中復興期間が終了し、平成28年度からは復興の新たなステージとして、平成32年までの5カ年を期間とする復興創生期間がスタートいたします。復興庁を初めとする国や宮城県、各種関係機関、団体とこれまで以上にきめ細やかに連携しながら、復旧・復興事業の推進に全力で取り組むとともに、他自治体からの技術系の応援職員を初めとする人材の確保を図り、確実に復興を加速させてまいります。

第2に、子育て環境と教育環境の充実であります。

本町の人口は、昭和62年をピークに減少傾向にあり、現在は1万4,000人台まで減少し、年間の出生数も70人程度となっております。子育て環境と教育環境の充実につきましては、子ども・子育て支援事業計画と教育振興基本計画を基本として取り組んでまいります。今年度末までに策定いたします長期総合計画と地方創生総合戦略に位置づけいたします推進施策の検討において、これらの施策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

今後5年間の出生数は、推計で年間70人未満となっております。歯どめをかける施策が必要になっております。

保育所については、町内の保育所は木造づくりで、築30年を経過しており老朽化が進んでいることも考え、今どのような子育て施設が必要なのかを十分に検証した上で、将来を見据えた子育て施設の整備も含め、施設のあり方が求められております。

このため、あらゆる機会を通じて現場に足を運び、子育て中の若い世代の方々を初めとした町民の皆様の素直な話を直接伺う機会をできるだけつくり、ニーズを把握しながら施策の充実を図り、安心して子供を生むことができ、子育てと仕事を両立できる子育て環境を考えてまいります。

幼稚園については、ことしから第5幼稚園が3年教育を開始しましたが、第1幼稚園は28年度から、第2幼稚園は29年度から3年教育に取り組み、3歳以上の教育の充実を図る教育環境づくりを進めてまいります。

まずは、子育てに伴う経済的な負担の軽減と、定住促進施策の一環として、現在15歳までとなっている子ども医療費助成の対象年齢の18歳までの拡大について、実現に向け検討してまいります。

第3に、企業誘致で地域産業の活性化であります。



持続可能な活力あるまちづくりを推進し、町民生活を豊かで実りあるものにするためには、地域経済を牽引する産業拠点の形成を図り、町民の皆様が働ける雇用の場を創出していくことが重要であります。

本町には、三陸自動車道の高速交通体系や、仙台都心とつながる恵まれた鉄道、幹線道路網のほか、美しい自然やおいしい食、歴史、文化など多様な魅力があふれており、交通環境や観光資源を生かした産業の形成を図ってまいります。

そうした潜在力を生かすために、トップセールスの精神で私みずから直接企業を訪問し、本町のすばらしさを伝えるなど、PRを一層強化するとともに、企業の受け皿となる拠点の確保と、関連道路網の整備に最大限努め、企業の大小にかかわらず、1つでも2つでも企業を誘致し、その実績を積み重ねることにより、企業立地の発進力を高め、さらなる企業の誘致促進につなげてまいります。

また、放射光施設の誘致につきましては、宮城県や関係各機関との連携を密にしながら、松島町の優位性と熱意を伝え、誘致実現に向けた取り組みを推進してまいります。

第4に、観光事業での活性化であります。

本町は、日本三景松島に代表される恵まれた自然や、歴史的な文化財を生かし、古来より観光地として発展してまいりました。こうした歴史的背景を踏まえ、東北、宮城が復興途上にある中、本町が観光による復興の中心的な役割を果たしていかなければなりません。

観光は、交流人口の拡大に大きく貢献し、産業の裾野が極めて広く、農林水産業とともに被災地を支える基幹の総合的な産業と言えます。団塊世代等の高齢旅行者や、仲間、個人旅行の増加、参加体験型、テーマ型観光の増加、観光客の行動範囲の拡大など、近年の観光を取り巻く状況の変化を踏まえながら、再発見！松島“湾”ダーランド構想を初めとし、東松島市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町の3市3町など、広域エリアでの観光施策を充実させ、国内外からの観光客の誘客に努め、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、事業者とともに情報発信やサービス提供を充実させていくほか、良好な景観の形成や、町並みの整備、自然、歴史、文化といった多様な観光資源の活用を図り、魅力ある観光地を形成するとともに、観光の視点を念頭に置きながら、農林水産業、商工業など多様な産業と観光との連携を強化し、より大きな効果を発現させることにより、地域産業の振興を図ってまいります。

また、東日本大震災以降、松枯れ被害が拡大しており、松島の貴重な自然景観を守るためにも、特別名勝松島地域の広域エリアでの松枯れ対策が急務であり、宮城県及び関係自治体と

連携して、松枯れ予防に取り組んでいくとともに、被害拡大防止の対策強化を国に働きかけてまいります。

本年5月に閉館した松島水族館の跡地につきましては、県内の観光産業の復興と、振興を図るためにも、公園管理者である宮城県との協議を進め、集客の機能を備えた観光拠点施設の早期の整備実現に向けて取り組んでまいります。

第5に定住するまちづくりであります。

震災以降、被災自治体からの転入者もあり、一時的に人口の減少率が緩やかにはなりましたが、現状のままでは今後急激な人口の減少が懸念されるところであります。急激な人口減少は、町の活力低下につながります。

人口減少の対策につきましては、今年度末までに策定いたします長期総合計画と地方創生総合戦略に推進施策を位置づけして取り組んでまいります。若手職員や各産業界の青年層の意見も拾い上げながら、施策を立案し、より効果の期待できるものとしてまいります。

施策につきましては、実施可能なものから、スピード感を持って進めてまいります。若い世代の方々を初め、松島を定住の地として選択していただくためには、ソフト施策とあわせて、その受け皿となる住環境の整備も重要であります。

このため、幹線道路沿道や、鉄道駅周辺など利便性の高い地域への住居系及び商業系の土地利用を図るとともに、人口流出による地域コミュニティの停滞等防止の観点から、既存集落への新規住民の定着が可能となるよう、都市計画制度の活用を図ってまいります。

地元の人が住み、またその子供たちが住みたいと思うような世代が継続する住環境づくりに取り組むとともに、子供が通いやすい、育てやすい住環境の整備もあわせて考えてまいります。

また、全国的に空き家等の増加が問題となっていますが、居住環境を阻害している空き家等の対策に努めながら、活用可能な空き家等の移住交流促進や、起業家の創業など、地域活性化のための施設として、有効活用を促す制度を検討してまいります。

以上申し上げました政策の方針を基本に、活力ある松島の実現に向けて全力で町政運営に取り組んでまいります。

議員各位、並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、町長就任の挨拶と所信表明とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 町長の所信表明が終わりました。

ここで、危機管理監から報告をお願いします。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、9月17日にチリ中部沖で発生いたしました地震に係ります津波について説明をさせていただきます。

初めに、経過内容のほうから説明をさせていただきます。

配付しております資料の2ページ目をお開き願いたいと思います。

9月17日、午前7時54分、南米チリ中部沖でマグニチュード8.3の地震が発生しました。

午前11時、気象庁より第1報があり、地震による津波が太平洋広域に発生する可能性があること、津波が発生した場合、日本へ到達する時間がおよそ22時間後の午前6時になるということの報道がございました。

午後1時30分、今後の津波対応につきまして、対策会議を開きまして、事前対応を確認しております。

午後2時10分、ホテル、観光協会、県公園管理事務所へ津波の注意喚起と観光客等への対応を連絡し、漁業関係者へ津波警戒を周知いたしました。その後、沿岸部の区長へ住民避難誘導の協力依頼と津波注意の周知をお願いしております。

午後2時30分、防潮堤門扉の閉門作業を消防団へ指示いたしました。高城、磯崎、手樽地区は夕方5時半には作業を終了しておりましたが、松島地区におきましては遊覧船の船着き場の門扉閉門作業がありまして、これが午後7時45分には終了しております。

午後4時、松島交番、松島消防署へ津波対応の態勢内容を連絡しております。

午後4時30分、気象庁より第2報が入りまして、日本への津波の影響はハワイの観測状況をもとに判断する旨の発表がございました。ハワイの観測予測時間は、午前零時ということになっておりました。

9月18日、午前1時、気象庁より第3報が入りまして、津波注意報を午前3時ごろに発表するということでの予定での報告がございました。住民宛に安全・安心メール、ホームページ、フェイスブック、ツイッター等によりまして、津波警報の発表の予定、津波到着時刻の予定時刻など、注意喚起を周知いたしました。

午前3時、津波注意報が発令され、津波到達予定時刻が午前5時30分、津波の高さが最大で1メートルと発表されました。これを受けまして、防災行政無線によります注意、警戒呼びかけ、エリアメール、安全・安心メールを発信し、ホームページ、フェイスブック、ツイッター等を更新いたしました。また、各課長を招集いたしまして、対応できる態勢を整えております。

午前3時30分、沿岸部を有する消防団に津波警戒の巡回の指示をいたしました。

午前4時、津波が沿岸部の広範囲にわたり、気象庁報道での最大1メートルの津波と予想されてきたことから、配備態勢を1号配備に上げまして、警戒本部を設置いたしました。警戒本部会議を開きまして、経過報告と津波、雨への各課対応をとるよう指示をいたしております。

午前4時30分、津波警戒の広報活動を実施いたしました。防災行政無線と広報車によりまず沿岸部の広報活動を行いまして、同時に松島第一小学校の体育館を避難所といたしまして、開設をいたしております。

午前6時20分、第一幼稚園、第一小学校が始業時間を午前10時からとし、その他の幼稚園、小学校、中学校につきましては通常通りの事業といたしました。

午前6時40分、津波到達予定時刻を1時間経過したということもありまして、警戒本部を開催いたしました。津波の経過報告並びに上記を確認いたしております。

午前7時30分、予定されておりました豪雨等はほとんど影響がなく、津波予定到着時刻から2時間を経過しておりましたので、第一小学校体育館に避難されている3名の方が、高齢ということもありまして、畳や流し台がある蛇ヶ崎集会所への移動をしていただきました。また、第一小学校体育館への避難者受け入れを継続するために、職員4名が待機をしております。

午後4時40分、気象庁より津波注意報が解除されました。防災行政無線、エリアメール、安全・安心メールを発信し、ホームページ、フェイスブック、ツイッター等を更新しまして、津波注意報の解除を周知いたしております。

午後4時50分、津波注意報が解除されたことに伴いまして、津波の影響がないということが確認できましたので、避難所を閉鎖しております。

以上が、チリ中部沖地震に伴います津波の経過内容となっております。

資料の初めのページに戻っていただきまして、今回のチリ地震の発生が9月17日午前7時54分発生場所が南米チリの中部沖で、マグニチュード8.3ということでした。この地震による津波到達時刻が翌18日午前5時30分、高さ最大1メートルとされておりましたが、石巻港での最大の高さが10センチ、仙台港で30センチの津波が観察されましたが、本町での観測では大きな変化は観測されず、10センチ未満の潮位変動が確認されましたので、10センチ程度の津波があったものと推測されます。この津波による松島町での被害は報告されておられません。また、避難所につきましては、経過内容でもご説明しましたが、避難された3名の方が高齢ということもありまして、蛇ヶ崎集会所への移動をしていただいております。なお、この

3名以外の避難者はありません。

以上で、チリ中部沖地震に伴います津波対応と、経過内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 以上で、津波対策警報等についての報告を終わらせていただきます。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（片山正弘君） 日程第4、諸般の報告を行います。

町長の行政報告については、お手元に配付してありますとおりでございます。

また、議長の諸般報告等についても、印刷してお手元に配付しております。なお、松島議会だより第123号の発行に当たり、議会発行対策特別委員会の皆さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございました。

次に、一部事務組合及び広域連合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付している組合議会議員及び広域連合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会及び広域連合議会の報告とさせていただきます。なお、6月定例議会以降に開催されました議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会、吉田川流域ため池大和町ほか2市4カ町村組合議会であります。

以上で、一部事務組合議会及び広域議会の報告を終わります。

---

#### 日程第5 議会活性化調査特別委員会の中間報告について

○議長（片山正弘君） 日程第5、議会活性化調査特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会活性化調査特別委員会から会議規則第46条第2項の規定により、中間報告したいとの申し出があります。お諮りします。

申し出のとおり、報告を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会から中間報告を受けることに決定しました。

澁谷秀夫委員長、発言を許します。

○議会活性化調査特別委員会委員長（澁谷秀夫君） おはようございます。

議会活性化調査特別委員会より中間報告をさせていただきます。

調査事件は、議会の活性化に関する事項であります。

経過事項といたしまして、本特別委員会は地方自治法第109条第1項及び松島町議会委員会条例第4条に基づき、平成26年3月20日、議員提案第1号として設置され、議会の活性化について調査検討を行ってまいりました。

今回、これまで調査検討を行い、本特別委員会として調査が終了した下記事項について、松島町議会会議規則第46条第2項の規定により、中間報告を行います。

- 1、常任委員会の視察研修にかかる旅費、費用弁償について。
- 2、常任委員会の任期について
- 3、議員報酬の見直しについてであります。

調査期日、場所は平成26年5月21日議事堂ほか記載のとおりでございます。

出席委員は、議長を除く議員13名で構成しております。

調査検討の経過でございます。平成26年5月21日、調査検討事項等について協議を行いました。平成26年8月8日、10月30日、2回にわたる会議では、①常任委員会の視察研修にかかる旅費、費用弁償。②常任委員会の任期について協議いたしました。

①常任委員会の視察研修にかかる旅費について、増額を行う明確な理由を見定めてから考える問題であるという意見や、現在の旅費額では、視察研修地域が限定されてしまい、所管事務調査に支障を来すおそれがあるなどの意見がありました。

②常任委員会の任期について、現行の議員任期、4年間では他の委員会での活動ができないものとなり、議員活動の範囲を狭くするのではないかという意見や、徹底した調査研究を行うには、現行の議員任期4年間でよいのではないかなどの意見がありました。

平成26年11月18日から平成27年3月20日までの計5回にわたりまして、議員報酬の見直しについて協議を行いました。

議員報酬の見直しが必要な理由として、どんなことが上げられるのか、議員報酬の改正に伴う町財政に与える影響額、見直し額の根拠、政務活動費との兼ね合いなど、多くの意見があり、調査検討を重ね、見直し額案として①首長給料月額に対する県内21町村の一般議員報酬月額比率から得た金額26万5,000円。②首長給料月額に対する3分の1程度から得た金額28万1,000円。③議員定数削減による報酬額の再配分を想定（平成25年12月議員定数14名）した金額29万5,000円。④生活給相当に見合う金額33万円程度が提案されました。

調査検討結果でございます。（1）常任委員会の視察研修にかかる旅費、費用弁償について、常任委員会の視察研修旅費、費用弁償は、平成17年度から同額であり、昨今の消費税増税や

諸経費の高騰などにより、所管事務調査に支障を来すおそれがあることから、議員1人当たりの視察研修旅費、費用弁償を7万円から上限10万円とする。これは、平成27年度から実施いたしております。

(2) 常任委員会の任期について、議員個々の活動選択を考慮し、現行の議員任期4年から2年間とする。平成27年12月から実施することとし、平成27年9月に条例改正を行うことといたします。

(3) 議員報酬の見直しについて。①議員報酬を見直す理由。

その1、若い世代や女性が議会に参画してもらえるように、生活給相当に見合う報酬とするため。

その2、政策の立案や議員立法を行うなど、これからの議員は専門性が求められてきており、議員自身の資質向上を図る手段としても報酬見直しが必要である。

その3、現行の議員報酬は平成8年以降19年間見直しが行われていないことや、この間平成23年6月には議員年金制度が廃止され、議員辞職後の保障がなくなっているため。

②議員報酬見直し額及び算出根拠

1、改正月額報酬を28万1,000円とする。

2、算出根拠は、松島町長の給料月額の3分の1程度とする考え方による。84万3,000円掛ける3分の1で28万1,000円となります。

以上で、本特別委員会として調査が終了した事項の中間報告といたします。

○議長（片山正弘君） ここで、中間報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があります。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上、議会活性化調査特別委員会の中間報告について終わります。

---

日程第6 議案第96号 松島町個人情報保護条例の制定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第6、議案第96号松島町個人情報保護条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第96号松島町個人情報保護条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、文書、図画等の各種媒体に記録された個人情報及びパーソナルコンピューター等で扱う電子記録に記録された個人情報を総括して、その取り扱いの基本的事項を定め、また開示請求等により本人の関与を補償し、個人の権利、利益を保護することを目的としています。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行により求められている取り扱いについてもあわせて盛り込み、制定するものです。

なお、詳細につきましては、総務課参事より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 太田総務課参事。

○総務課参事（太田 雄君） それでは、添付されております条例に関する説明資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

第1条では、目的をうたっております。町民及び行政の利便性を確保しつつ、個人の権利、利益の保護を図るものとしております。

第2条第1項では、実施機関を定義しております。個人情報の取り扱いは、基本的には各実施機関を単位としております。同条第2項では、個人情報を定義しております。同条第3項では、公文書を定義しております。同条第4項では、保有個人情報を定義しております。職員が組織的に利用するもので、公文書に記録されているものとしております。

次のページに移ります。

第2条第6項では、特定個人情報を定義しております。個人番号、いわゆるマイナンバー、またはこれと対応する符号をその内容に含む個人番号を言います。

飛びまして、第6条第2項です。安全確保を規定しておるもので、実施機関、職員に対して求める安全確保の措置について、受託業者及び指定管理者についても準用するものでございます。

第7条では、従事者の義務を規定しております。実施機関、職員、受託業者、指定管理者の義務について規定するものです。

次のページに移ります。飛びまして第14条です。個人情報の取扱事務の登録でございます。個人情報をいかなる目的で利用するかを明確にするため、事前に登録簿を備えるものでございます。登録簿は一般の閲覧に供し、開示等の請求を行うに当たって必要な情報を提供するものとしております。



第16条第2項です。開示請求権です。任意代理人本人の委任による代理人も個人情報及び特定個人情報の開示を請求するものとしております。

次のページに移ります。

第26条では、保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合には、第三者から意見を聞いた上で開示判断の是非を慎重に行うものとしております。

第28条では、保有個人情報について開示請求者の利便性や負担の軽減、事務の効率化の観点から簡易な方法により開示請求ができることを定めております。

第29条は、手数料等を規定しております。

第30条では、他の制度との調整を規定しております。保有個人情報について、法令等の規定に基づいて別の開示手続が定められている場合は、当該法令上の定める手続が優先されるものとしております。

次のページに移ります。

第39条第2項では、利用停止請求権を規定しております。個人情報について、不適正な取り扱いがなされる場合には、利用停止請求権を認めるものとしております。

最後に第63条では、施行の条例の公表を規定しております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第7 議案第97号 職員の再任用に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第7、議案第97号職員の再任用に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第97号職員の再任用に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法から、厚生年金保険法を適用する措置を講ずる改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） それでは、条例に関する説明資料で、まずお話をさせていただきたいと思います。

今回は附則のほうで、共済年金が厚生年金に統一されるということで、文言で特定掲載職員等、これは警察官とか、あと消防の吏員とか、松島町はありませんが、この文言が削除されます。そこが削除されますので、厚生年金法のほうで新たに規定をするというものであります。

それで、もう1枚ちょっとめくっていただきまして、資料ということで今回の一元化に係る法律が制定されました。その主な項目として（1）から（6）まで6つの項目について記載しております。主な項目について、どんなことが変わったかということで、お話をさせていただきたいと思います。

まず、1番目であります。厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとして、2階部分の年金は、厚生年金に統一するという形であります。これは、どういうことかということ、今回は一般サラリーマンの方は、国民年金、基礎年金になります。このところが1階、2階部分が厚生年金というふうになっているかと思えます。我々公務員は、共済年金ということで、このところが一般で言うと厚生年金のところが共済年金と言いかたをします。この共済年金のところは今現在は3つあります。国家公務員に係る共済、それから地方公務員に係る共済、それから私立学校教職員に係る共済とこの3つがあります。これを、今回の改正で厚生年金のほうに統一しますよというのが、1点目であります。

それから、（3）番目になります。共済年金の1階、2階部分の保険料引き上げて、最終的には18.3%にしますということです。これは、今後一番低いということでサラリーマンの方々と合わせるために今後のスケジュールとして、公務員については平成30年、それから私学教職員については平成39年に18.3%で統一するという内容のものであります。

それから、（5）番目になります。共済年金の上に3階部分というのがあります。諸経費部分というものであります。これは、昭和61年度に設立されたものです。加算部分になるわけですが、この部分を今度廃止するという形になります。そのかわり、別な法律に定めるという形になっておりまして、これが年金払い退職給付という形で新しく創設となります。額で言うと、今まで職域部分としては、月大体2万円ぐらいでした。これが新たな法律によりますと、月1万8,000円ぐらいに下がるという内容のものであります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第8 議案第98号 松島町議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第8、議案第98号松島町議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第98号松島町議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が、平成27年10月1日から施行されることに伴い、関係条例について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） それでは、条例に関する説明資料のほうで説明申し上げます。今回先ほどの前の議案と同様の法律の改正によるものでありまして、まず附則のほうで国家公務員の共済組合法、それから地方公務員等の共済組合法で引用しております共済年金、この部分が削除になりますということです。

ただ、附則のほうで経過措置を設けております。今まで共済年金でもらっていた方はどうするんだということになります。ここのところを今回新しい法律の中で、溶け込んでいきますと、対応していきますという内容であります。なお、一番最後には、資料ということで先ほどと同じ資料を添付しております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第9 議案第99号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第9、議案第99号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第99号松島町町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

平成27年3月31日に交付された地方税法等の一部を改正する法律により、地方税における猶予制度の見直しが行われ、猶予に係る一定の事項を条例で定めることが必要になったことから、猶予に係る納付、または納入方法や手続などの規定を定めるものであります。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第4号に掲げる規定の施行への対応のために、申告書、申請書等に法人番号や、個人番号の記載を求めるなど、改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、私のほうから説明させていただきます。今回の改正は、ただいまの町長の提案理由のとおり、地方税における猶予制度の見直しに対応するものと、それから番号法の施行に対応するものの2点でございます。

まず、1点目の猶予制度の見直しによるものであります。余りなじみのない制度でありますので、初めに制度の概要を説明させていただき、その後条例の規定内容を簡単に説明させていただきます。

お手数ですが、条例に関する説明資料の6ページをお開き願います。

この資料にある徴収猶予及び換価の猶予は、地方税法の規定によるものでございます。この制度を認めれば、徴収サイド側も一旦その猶予を認めた限り、徴収サイド側も徴収等の制限を受けるものとなります。

まず、徴収猶予であります。徴収猶予の欄をごらんください。徴収猶予は、納税者が申請するものであり、その適用要件としては、災害、盗難、病気などにより、一時に納付することができないと認める場合などについて、納税者に納税資金調達の時間的余裕を与えるため、一定期間原則1年以内、最大で2年以内を猶予するものでございます。その猶予の期間中は、新たな督促や滞納処分は禁止されることとなります。今までは徴収猶予の要件は、地方税法において規定されておりましたが、その申請書の記載事項、添付書類などについては、地方税法の規定はないことから、国税や図書などを参考にしながら運用しておりました。

しかし、今回の地方税法改正により、条例においてその整備、分割納付の規定整備、資産、収入などの資料の提出を求める規定などの整備が必要になったものでございます。このこと

を規定したものが、表の右側に記載しているとおり、改正する条例の第8条、第9条などでございます。

次に、換価の猶予でございますが、滞納処分による財産の換価をすることにより、納税について誠実な意思を有している滞納者の事業継続や生活の維持を困難にするおそれがある場合、または財産の換価を猶予することが直ちに換価をすることに比べて、徴収上有利であるときに滞納処分による換価を一定期間猶予するものでございます。

なお、換価と言っていますが、これは差し押さえた財産をお金にかえることをいうもので、不動産の購買などがこれに当たります。この換価の猶予を使うか、使わないかは以前は町長の職権事項でございましたが、今回の地方税法改正により、この表の左下の点線で囲んである部分でございますが、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づく換価の猶予も認められたものでございます。猶予期間、条例での規定事項などは、徴収猶予とほぼ変わりはありません。また、このことを規定したものが、第10条、第11条などでございます。

その条例の内容を簡単に説明しますので、お手数をおかけしますが、説明資料の1ページに戻ってください。

1ページの中ごろの猶予制度に係る第8条から3ページの第12条までについては新たに規定したものでございます。

徴収猶予、職権による換価の猶予につきましては、従来からあった制度であり、毎年のように数件は適用させておりますし、また基本的には納税交渉において滞納者等の状況把握の必要性から、特に猶予対象者につきましては関係資料はその都度提出しておりますので、条例の内容につきましては地方税法に規定されているものと、現在まで行っていることをベースに規定してございます。

まず、第8条につきましては徴収猶予に係る分納の方法等を規定したものでございます。

次に、1ページと2ページにわたる第9条につきましては、その申請の事務関係を規定したものでございます。なお、実務としましては徴収担当者が納税交渉の中でその必要性があると判断した場合、制度説明の上それを利用するという場合、徴収担当者の指導で申請書の記載や必要書類を準備するようになるものと考えております。

次に、2ページの第10条につきましては、職権による換価の猶予の事務等を規定したもので、先ほど説明した徴収猶予と同じ内容となっております。

第11条につきましては、税法改正により新たに制度化された申請による換価の猶予の申請手

続等を規定したものであり、その申請期限を納期限から6カ月以内としております。

3ページの第12条の担保の徴収につきましては、その基準額を改正前の地方税法では50万円でありましたが、改正後の税法においては条例で定める額となりましたので、その額につきまして、国の基準である100万円にしたものでございます。

以上が、猶予制度見直しによる改正分でございます。

次に、今回の改正の2点目でございます。

番号法の施行への対応のための改正でございます。

これに該当するものを一覧表としたものが、説明資料の16ページに添付してございますので、お手数ですが16ページをお開き願います。

要点のみ簡単に説明させていただきます。

まず、1の番号法附則第1条第4号の施行期日は、平成28年1月1日となっております。これに係る条例改正部分でございますので、この施行日と同じく28年1月1日と番号法に係る部分はしてございます。

次に、2の改正内容でございますが、改正の条文としては第36条の2から18ページの附則第22条までの13条となります。改正の内容は、現行の町税条例で規定する申告書、申請書、申出書に今までの記載事項に加え、さらに法人番号や、個人番号の記載を求めるためのものでございます。

なお、ここには掲載しておりませんが、次の議案の国保税についても同様の改正をすることとしております。

この改正の趣旨は、国税においても、法人番号や個人番号について、申請者等への記載事項として規定されてございます。番号法の趣旨を踏まえ、国と同様の取り扱いをすることが適当であるから、国の通知、いわゆる準則にのっとり、改正するものでございます。

以上であります。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、若干休憩をしたいと思います。議事運営上、11時5分まで休憩といたします。

午前10時54分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

---

日程第10 議案第100号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案  
説明）

○議長（片山正弘君） 日程第10、議案第100号松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第100号松島町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の対応のために、国民健康保険税の減免申請書に個人番号の記載を求めるための改正であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 阿部福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 国民健康保険税条例の一部改正について説明を申し上げます。

条例に関する説明資料をごらんください。ただいま財務課長から税条例の改正で説明がありましたが、国保税につきましても減免申請書に個人番号を記載するための、今回この改正になっております。

施行日につきましては、平成28年1月1日であります。

以上です。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第11 議案第101号 松島町手数料条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第101号松島町手数料条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第101号松島町手数料条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定を考慮し、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるものであります。また、同法の制定に伴う住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳カード交付手数料を廃止するためのもの

であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 阿部福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 手数料条例の一部改正について説明を申し上げます。

条例に関する説明資料とカラーコピーした資料により説明を申し上げます。まず、一番最後につづられておりますカラーコピーの資料をごらんください。

通知カードと個人番号カードを説明いたします。通知カードにつきましては、10月から全国民に交付されるカードになります。カードの内容は、個人番号が記載され、また氏名、住所、生年月日、性別が記載されたカードが簡易書留により住所を有している全ての方に送付されることとなります。郵送は世帯ごとに送付されることとなります。

次に、個人番号カードの説明をいたします。このカードは10月から通知カードが郵送されてきますが、その中に個人番号カード交付申請書が同封されていきます。個人番号カードの交付を希望する方は、この申請書に顔写真を同封いたしまして、地方公共団体情報システム機構、略してJ-LISと申しますが、そちらに送付することとなります。申請された方は、28年1月以降に役場から交付通知書を送付します。そして、役場窓口に来ていただいて、本人確認をさせていただき、交付することとなります。

この通知カードと個人番号カードの交付につきましては、最初の交付については無料で手数料はかかりません。

それでは、条例に関する説明資料、前の資料をごらんください。

改正条例第1条につきましては、通知カードの再交付手数料を定めるものでございます。1枚につき500円となります。

施行日は、平成27年10月5日です。

改正条例2条といたしましては、個人番号カードの再交付手数料を定めるものでございます。1枚につき800円となります。

また、個人番号カードの交付が始まることに伴い、住民基本台帳法の改正によりまして、住民基本台帳カード交付につきましては廃止となります。これらの施行日につきましては28年1月1日であります。

以上です。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。



---

日程第12 議案第102号 指定管理者の指定について（提案説明）【帰命院避難所】

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第102号指定管理者の指定についての提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第102号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

帰命院避難所の指定管理者の指定について、松島町本郷区を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、議案第102号指定管理者の指定について、ご説明をいたします。

帰命院支館の跡地に鉄骨平屋建て、床面積109平米の帰命院避難所が、平成27年6月に完成いたしました。帰命院避難所の指定管理につきましては、以前より区長、行政員との話し合いを行ってございまして、今回の指定管理の申請となったものでございます。

資料をごらんになっていただきます。

避難所としての利用が基本となりますけれども、平時におきましては地区の集会や会合などに広く利用していただき、住みよい地域づくりに寄与する申請の内容となっております。

利用料金につきましては、帰命院支館時代から新しい施設となったため、維持管理経費を考慮し、他の避難施設等の利用料金を参考にいたしまして、利用料金等を時間区分ごとに設定したものでございます。9時から1時につきましては1,000円、1時から5時までにつきましては1,100円、5時から9時までにつきましては1,200円ということになっております。時間区分ごとに利用料金が増している理由といたしましては、帰命院支館時代の料金設定が9時から1時までが500円、1時から5時が600円、5時から9時までが800円となっていたものを取り入れたということになっております。地域や町の行事等に使用する場合は、利用料金は免除となっております。また、部屋の利用料金のほか、冷暖房及びガスを使用する場合におきましては、時間区分当たり暖房費は500円、ガス代は200円ということで納めていただくような内容になっております。

収支計画につきましては、収入の利用料金収入を月大体6団体程度の利用料金を見込みまして、水道料、電気料の基本料金を指定管理料といたしまして町より補助いたします。

支出につきましては、施設を管理する者への手当といたしまして、月3,000円を支出し、その他電気料など施設管理費といたしまして、17万1,000円を見込んだ内容となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第13 議案第103号 指定管理者の指定について（提案説明）【手樽防災センター】

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第103号指定管理者の指定についての提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第103号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

手樽防災センターの指定管理者の指定について、松島町手樽区を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、議案第103号指定管理者の指定につきまして、ご説明をいたします。

手樽生活センターの跡地に鉄骨2階建て、床面積308平米の手樽防災センターが、平成27年7月に完成しております。本施設は、避難所といたしましてはもちろん、手樽地区の防災の拠点といたしまして、資機材等を保管する機材庫を有した、災害が発生した場合は活動の拠点となる施設となっております。

資料をごらんになっていただきたいと思います。

利用料金につきましては、左坂支館が時間区分当たり1,000円の利用料金を徴収していたこと、また避難所等の利用料金を参考にいたしまして、利用料金を時間区分ごとに設定いたしました。こちらが9時から1時までが1,000円、1時から5時までが1,000円、5時から9時までが1,000円ということで一律1,000円ということの料金設定となっております。また、地域や町の行事に使用する場合におきましては、利用料金は免除といたしております。また、

部屋の利用料金のほか、冷暖房及びガスを使用する場合におきましては、時間区分当たり冷暖房費は500円、ガス代は200円ということで納めていただくような内容になっております。

また、収支の内容につきましては、収入の利用料金収入につきましては月大体7団体程度の利用料金を見込んでおりまして、水道料、電気料等の基本料金のほか、浄化槽の保守点検、清掃業務等も含めまして、指定管理料として町より補助いたします。

支出につきましては、施設を管理する者への手当といたしまして、月3,000円を支出いたしまして、その他電気料、浄化槽の維持管理経費など施設管理費といたしまして、45万2,000円を見込んでおります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第14 議案第104号 工事請負契約の締結について（提案説明）【漁業集落  
防災機能強化工事（早川地区）】

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第104号工事請負契約の締結についての提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第104号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する漁業集落防災機能強化工事（早川地区）に関するものであり、去る9月11日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、東日本大震災で被害を受けた手樽字早川地区を対象に、排水機能の強化を図るため、新たな排水経路の整備工事を行うものであります。

工期は、平成28年3月31日ではありますが、平成28年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目のA3の図面をごらんいただきたいと思います。

工事箇所につきましては、仙石線陸前富山駅のところの手樽字早川地区でございます。

今回の早川地区の漁業集落防災機能強化事業につきましては、柿ノ浦地区の排水対策を富山排水機場の排水能力の強化とあわせて計画を行ったものでありまして、柿ノ浦地区から早川地区の幹線排水路に雨水を流す水路を施工するものであります。

既に、富山第2排水機場につきましては、宮城県と協議を重ね災害復旧事業として、400ミリの水中ポンプの増設を完了しているところであります。

工事概要といたしまして、暗渠工が800ミリのヒューム管227.1メートルと、U型フリーム800ミリ掛ける800ミリを59.9メートル、合わせて水路工として287メートルを施工するものであります。

また、富山第1排水機場と第2排水機場の間の土水路の箇所につきましては、護岸工としてコンクリートのブロックマットを右岸側98.3メートル、左岸側67.2メートル、合わせて165.5メートルを施工するものであります。

次に、次ページ、入札結果表をごらんいただきたいと思っております。

入札方法は、条件つき一般競争入札を行ったものであります。3者入札申し込みがありましたが、2者辞退があり、1者で入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、株式会社堀口組仙台支店を請負契約予定者としたものであります。

また、仮契約につきましては9月16日に締結しております。

なお、工期につきましては、平成28年3月31日としておりますが、28年度に繰越を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第15 議案第105号 平成27年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第105号平成27年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第105号平成27年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度決算に伴う繰越金等について補正するものでありま

す。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。

2款総務費1項2目文書費につきましては、今議会に提出の松島町個人情報保護条例において設置される個人情報保護審査会委員の報酬等について補正するものであります。

16目震災復興基金費及び17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成26年度までに実施した事業に繰入をした繰入金の不用相当額について基金へ積み立てするものであります。

18目復興推進費につきましては、災害等に伴う長期間の断水及び長期間の停電となった場合に備え、磯崎地区の耐震性貯水槽整備事業、避難所となっております松島フットボールセンター、松島第一小学校への自家発電設備整備事業に要する経費を補正するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、10月5日以降、全ての国民に交付されるマイナンバーが記載された通知カード等の住所等に移動が生じた際に、カードの裏面に移動後の住所等を印字する機器リース料を補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、欠員となっております地区の民生委員を選出するに当たり、開催する推進会に係る経費を補正するものであります。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、今年度より町民の脳疾患の予防と早期発見を推進するために実施しております脳健診助成事業について、当初見込みよりも大幅な申し込みがあり、また現在の問い合わせ状況を勘案し、補正するものであります。

5目環境衛生費につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、東日本大震災以降の復興事業の進捗に伴う家屋の建てかえ及び改築の増加により、今後の設置要望を見込み、補正するものであります。

8ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項4目農地費の多面的機能支払交付金事業補助金につきましては、当初既存の9組織及び新規地区組織の1組織を合わせ、10組織に対し交付を予定しておりましたが、新規地区組織が設立されなかったことから、今回減額するものであります。

8款土木費2項2目道路維持費につきましては、西行戻しの松公園避難場所整備事業等の公園施設の整備が7月に完了したことに伴い、公園一円に接道しております町道西行戻しの松線についても、公園整備とあわせた舗装補修整備を実施するための補正をするものであります。

3目道路新設改良費につきましては、東日本大震災によって起きた地盤沈下に伴う道路冠水対策として、町道内町線ほか、道路整備工事にあわせ、かさ上げを行ったことにより、沿線宅地等の据えつけが大幅に必要なことから、工事請負費及び事業により支障を来す物件等の補償費について補正するものであります。

5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計において実施する東日本大震災復興交付金事業等に係る財源を繰り出すものであります。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、現在手樽区で実施している漁港災害復旧工事において、海中作業によって海底の泥が巻き上がり、海水の濁りが発生していることから、対策として海中に濁水防止フェンスを設置しておりますが、完全に防止することは困難であり、その対策として工事实施付近のカキ棚をあらかじめ影響が少ない場所へ移動するために、移転補償費を補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

10款地方特例交付金及び11款地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い増額するものであります。

4ページにわたります。

15款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金及び16款県支出金2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しましたそれぞれの事業に対するものであります。

4目労働費県補助金の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金につきましては、5月7日付交付決定通知に伴い、補正するものであり、当初予算より計上しておりました2款総務費、7款商工費、8款土木費の臨時職員に係る経費へ充当するものであります。

5目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました多面的機能支払交付金事業の精査に伴い、減額するものであります。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、平成26年度決算に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計より繰り入れするものであります。

2項財政調整基金繰入金及び4目東日本大震災復興交付金繰入金につきましては、歳出でご説明しました事業に対するものであります。

20款繰越金につきましては、平成26年度決算に伴い補正するものであります。

22款町債1項7目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき補正するものであります。

また、通知カード等裏書き印字機器リースについて、債務負担行為を設定するものでありま

す。

なお、詳細につきまして担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、初めに私のほうから説明させていただきます。

資料は、議案第105号平成27年度松島町一般会計補正予算及び報告第7号、8号健全化判断比率等についての補足資料となります。A4サイズの1枚ものでございます。

今回の補正予算と平成26年度決算については、密接に関係がありますので、26年度の決算の概略についてお話しさせていただきます。

まず、この資料の1の平成26年度の歳出総額の欄でございますが、一般会計のみについて説明させていただきます。

歳入総額は、238億8,737万円となっております。この中には前年度からの繰越分も含んでございます。

次に、2の歳出総額は、158億1,114万円となっております。この中にも前年度からの繰越事業に係る支出分、これも含んでございます。

3の歳入歳出差引額は、80億7,622万円の黒字となりました。この差引額には、4の翌年度へ繰り越しすべき財源に記載してある額、④の計のところでございますが、37億6,399万円が含まれてございます。

5の実質収支額は、3の歳入歳出差引額から4の翌年度への繰り越し財源を差し引いた額で、43億1,222万円となっております。これが実質収支額となります。

なぜこのような高額な収支額、剰余金が発生したかについてでございますが、その大きな要因につきましては、復興交付金事業の進捗状況を勘案した場合、その事業期間の延長を必要とする事業について、既に繰越事業であることから、補正予算での対応は困難なものでございます。このため、これにつきまして不用額として改めて新たな予算として対応することとしたものでございます。

なお、この実質収支額43億円のうち、復興交付金事業に係るものは40億円を超える額に上るものと見込んでございます。そして、またこの実質収支額に含まれている財源のほとんどは、震災復興交付金基金と震災復興特別交付税であり、そのうち震災復興交付基金は、特定目的基金で、使途、使い道が限定されている基金であることから、一旦不用額扱いをした分、及び事業完了に伴う不用額については、その基金への積み戻しを行わなければならないもので

ございます。このため、今補正予算において、31億1,184万円の積み戻しを行うものとしてございます。

また、震災復興特別交付税につきましては、概算で交付されているものであることから、事業が完了すれば、その精算が求められるものでございます。現時点での精算は困難なものとなっていますが、先ほどお話しした実質収支額の中に9億円程度の震災特交は含まれているものと見込んでおります。

また、これにつきましても財政調整基金に一旦は繰入となりますが、この額は今回不用額扱いとして処理した交付金事業を、改めて予算化する場合に、これに係る震災復興特別交付税は既に概算交付されているものであることから、財政調整基金から取り崩し、その財源とするものでございます。

なお、震災特交の精算の時期等については、国の考えによるものではありませんが、この分の震災特交、それから精算しなければならない震災特交分も含め、減額のための補正がいずれ発生することになるものと考えてございます。

次に、6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額につきましては、これにつきましては議会の議決を不要とするものであり、41億8,000万円を財政調整基金に積立してございます。

この結果、一時的に財調は約58億円となりましたが、先ほどの繰り返しにもなりますが、このうち震災復興交付基金への積み戻しを財調から行うことになり、本補正予算成立後の財調は、28億円強となる予定であります。しかし、この中にはくどいようですが、先ほど申し上げた改めて予算化する交付金事業に対応する9億円程度や、事業完了後いずれ精算しなければならない震災特交も含まれていることも申し添えて、私の説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 続きます。歳出2款1項17目、東日本大震災復興交付基金費につきまして、説明資料に基づき説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成24年度から平成26年度までに実施した東日本大震災復興交付金事業に繰入をした東日本大震災復興交付金基金繰入金の不用額31億1,184万円を東日本大震災復興交付金基金に積み戻し分として積立をするものでございます。

所管する省別の積立金額は、記載のとおりですが、文部科学省分が1事業で69万円、農林水産省分が3事業で172万2,000円、国土交通省分が23事業で合計31億942万8,000円となっております。



各事業別の内訳を資料1ページから3ページに記載しております。添付資料1ページの表ですが、文部科学省事業と農林水産省事業の内訳でございます。表中の基金繰入金の列につきましては、①から③が年度別の繰入額の状況でございます。⑤から⑦までが事業完了や交付対象事業費の精査による繰入金の精算額の状況となっております。また、⑨から⑪までは基金の不用額等の基金積み戻し済み額の状況となっております、文部科学省と農林水産省事業につきましては、平成26年度までに積み戻しをした事業はない状況となっております。

2ページから3ページごらんいただきたいと思います。これは国土交通省の事業分となります。まず、3ページのナンバー32、松島地区下水道施設移設事業におきましては、24年度に繰入をした繰入金の不用額が828万9,000円でございます。これは既に基金に積み戻しをしております平成26年度処理をしておりますが、それ以外の事業は今回の補正により不用額として基金へ積み戻すものでございます。今回基金に積み戻し分として積立をする金額は、繰入済額から精算額と基金積み戻し済額を差し引いた金額となります。

以上で、東日本大震災復興交付金基金費に係る説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、主要事業説明資料の右肩に1と付されている資料をごらんになっていただきたいと思います。

事業名自家発電装置整備事業でございます。東日本大震災の際に長期間の停電により、避難所生活等に支障を来したため、災害時におきまして直ちに電力の供給が行えるよう、自家発電装置を整備し、整備に要する経費を補正するものでございます。

主な事業内容につきましては、自家発電装置整備工事と施工監理費用でございます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。

設置箇所は松島第一中学校の校舎北側に発電容量13キロボルトアンペアの発電装置を予定しております。容量13キロボルトアンペアにつきましては、一般家庭が約3から6キロボルトアンペアですので、大体2軒から4軒分に相当する発電容量となっております。燃料は軽油となっております、使用時間につきましては燃料容量が390リッター、1日最大消費燃料が118リットルとなっておりますので、連続3日間の使用が可能となっております。また、発電した電力の供給先といたしましては、小学校体育館の避難所となりまして、主に天井、トイレ、通路等の照明、運動場内のコンセントの利用となっております。

資料の2ページをお開き願いたいと思います。

こちらの資料に脱字がありましたので、お手数ですが加筆をお願いしたいと思います。

左上の事業概要の1施設名称のところに、自家発電装置と誤って表示されておりますけれども、こちらは装置の前に電気の電という文字を記入していただきまして、自家発電装置としていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、補正予算の説明をいたします。

松島フットボールセンター敷地内、小さく③と表示されておりますが、体育館東側に発電容量200キロボルトアンペアの発電装置の設置を予定しております。主な事業内容につきましては、自家発電装置整備工事と施工監理業務委託でございます。発電容量が20キロボルトアンペアですので、一般家庭の3軒から6軒分に相当する発電容量となっております。

こちらも燃料は軽油でございまして、燃料容量が490リッター、1日最大消費燃料が161リッターとなりますので、こちらも連続約3日間の使用が可能となっております。また、電力の供給先は体育館の避難所となりまして、天井、トイレ、通路の照明、運動場内のコンセントの利用となっております。

続きまして、主要事業説明資料の右肩に2と付されている資料をごらんになっていただきたいと思います。

こちら事業名耐震性貯水槽整備事業でございます。東日本大震災では、長期間の断水となり、飲料水の確保に多くの労力を要したことから、災害時において強いライフラインを構築するため、耐震性貯水槽を整備し、整備に要する経費を補正するものでございます。

資料の1ページをお開き願ひしたいと思います。

設置場所は、白萩避難所北側の町有地に、容量40立米の耐震性貯水槽の設置を予定しております。貯水する水は、非常時の1日1人当たりの使用量が約3リットルでありますので、3日間使用するといたしまして、約4,000人分の水を貯蓄することができます。

資料の2ページをお開き願ひしたいと思います。

貯水槽の概要につきましては、左上が、上から見たものでございまして、水の取り出し口が2カ所、幅が約8メートル、奥行き2.5メートル、通常のタンクを地中に埋め、設置するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 主要事業説明資料の3を説明させていただきます。

通知カード等裏書印字機器リース事業になります。この事業の目的につきましては、平成27年10月5日以降、全ての国民に交付されるマイナンバーカードが記載された通知カード等の

住所等に異動が生じた場合に、カードの裏面に移動後の住所等を印字するための機器をリースする事業になります。リース期間につきましては5年間でございます、平成32年度までの債務負担行為を設定しております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、主要事業説明資料の4に基づき説明させていただきます。

事業名につきましては、道路維持事業でございます。西行戻しの松公園の避難場所整備工事が7月に完了したことに伴い、公園一円に接道しております町道西行戻しの松線について、舗装が傷んでおりましたので、公園整備とあわせて舗装補修整備を行うものであります。

A3の図面をごらんいただきたいと思います。

赤く色を塗った箇所が整備箇所でございます。施工延長といたしまして206メートル、排水工が201メートル、舗装工が1,275平米でございます。

続きまして、主要事業説明資料の5を説明させていただきます。

事業名につきましては、町道内町線道路整備事業でございます。町道内町線道路整備工事ににつきましては、東日本大震災後の地盤沈下に伴う満潮と大雨が重なった際の道路冠水被害の対策として、道路整備高をかさ上げしたことに伴い、隣接宅地等へのすりつけが大幅に必要なこととなったことから、工事を行うとともに、支障を来した物件等の補償を行うものであります。

A3の図面をごらんいただきたいと思います。

町道内町線の道路整備につきましては、メイン道路の自然石舗装につきましては、まちづくり交付金事業により事故繰越してましたけれども、既に完成しております。照明灯につきましても、遅くなりましたが請負業者が決まりましたので、今後工事に入ってくということになります。残りの工事等について、今回補正をさせていただき、全て完成としたいということとであります。内容は、宅地取りつけ工が9カ所、それから物件等補償として5カ所でございます。

続きまして、主要事業説明資料の6を説明させていただきます。

事業名につきましては、漁港施設災害復旧事業でございます。現在、手樽地区で実施しております漁港施設災害復旧工事におきまして、海中作業により海底の泥が巻き上がり、海水の濁りが発生しております。濁水防止フェンスを設置しているものの、完全に防止することは困難のため、工事現場に近いカキ養殖業を営んでいる漁業者の方々につきましては、多大な迷惑がかかるおそれがあることから、影響の少ない場所へ移動をお願いするものであります。

そのカキ棚の移転費用を補償費として補正するものであります。

A3の図面をごらんいただきたいと思います。

今現在名籠漁港、古浦漁港が工事中でありまして、今後堤防築ゾーンのため捨て石投入とありますので、濁り水が多く出るものでございます。赤枠で囲っている3カ所が工事現場に近いカキ養殖棚でありまして、補償対象としております。

補償の内容といたしましては、この3カ所にあるカキ棚について、新しく別の場所に設置し、撤去する費用、1回分を今回補償するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第16 議案第106号 平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号) について (提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第16、議案第106号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第106号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金並びに平成26年度退職者医療交付金の確定による返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第107号 平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号) について (提案説明)

○議長（片山正弘君） 続いて、日程第17、議案第107号平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第107号平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第108号 平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第108号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第108号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金並びに平成26年度支払基金交付金の確定による返還金等について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第109号 平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第109号平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第109号平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度決算に伴う繰越金、消費税及び地方消費税の確定、中間納付額について補正し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第20 議案第110号 平成27年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第110号平成27年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第110号平成27年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、松島区の前年度繰越金について補正し、松島区の区有財産へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第111号 平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第21、議案第111号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第111号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金、消費税及び地方消費税の確定、中間納付額、並びに東日本大震災復興交付金事業に伴う公共下水道松島幹線污水管渠移設工事について補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、議案第111号松島町下水道事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

補正予算書の6ページをお開き願いたいと思います。

松島幹線污水管渠移設工事についてでございますが、主要事業説明資料により、ご説明を申し上げます。申しわけございませんが、よろしくご説明いたします。

A 3版の資料で、右下にP 1と書いてあります位置図をごらんください。

今回の補正は、国の国道45号歩道拡幅事業に伴い、現在公園側の歩道に設置してあります下水道管の移設を行うもので、施工場所につきましては松島交番の向かい付近から、松月さんの向かい付近まで250ミリのヒューム管、延長236メートルの推進工事と、松島パーキング向かいから、十二支記念館の向かいまで250から300ミリのヒューム管、延長252メートルの推進工事を行うものでございます。

次に、資料のP 2についてでございますが、これは資料P 1の位置図のA-A及びB-Bの箇所の横断図になります。左側が商店側、右側が公園側ということになります。

説明は以上ですので、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第22 議案第112号 平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）  
について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第22、議案第112号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第112号平成27年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、水道メーター検針業務について、検針員の高齢化等により、町内水道事業者での検針業務が困難となったことから、検針専門事業者に業務を委託するため、債務負担行為をすることができる事項、期間、及び限度額を補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第23 議案第113号 平成26年度松島町水道事業未処分利益剰余金の処分  
について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第23、議案第113号平成26年度松島町水道事業未処分利益剰余金の処分について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第113号平成26年度松島町水道事業未処分利益剰余金の処分につき

ましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、当年度未処分利益剰余金のうち、7,507万6,714円を減債積立金に、1億円を建設改良積立金にそれぞれ積立て、残額の1,608万4,668円を資本金へ組み入れすることで、未処分利益剰余金を処分しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、議案第113号平成26年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

これまで水道事業会計では、決算認定より未処分利益剰余金を法定積立金であります減債積立金へ積立をしておりました。資本制度の見直しに係る地方公営企業法の改正により、未処分利益剰余金の減債積立金等への積立について、議会の議決を得ることが必要となり、平成26年度決算に際しては、一括議案ではなく、剰余金の処分と決算認定の議案を分離して提案すべきとの議会からのご指摘を踏まえ、未処分利益剰余金の処分議案として上程しているものでございます。

剰余金処分の内容につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成26年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金1億9,116万1,382円のうち、7,507万6,714円を減債積立金へ積み立てる、1億円を二子屋浄水場建設事業の財源に充てるため、建設改良積立金へ積立て、残りの1,608万4,668円を地方公営企業法施行令第25条の改正に伴い、企業債の償還として使用した減債積立金の額に相当する額を自己資本金として組み入れる義務がございました。この条項が廃止されましたが、水道事業会計では改正後も以前と同様の考え方にに基づき、資本金へ組み入れを行うものでございます。

続きまして、資料のご説明を申し上げます。

めくっていただきまして、資料ということでございます。新地方公営企業会計制度につきましては、これまで議会の中でご説明してきたところではございますが、会計基準の見直しが平成26年度予算及び決算より適用されておりますので、なぜ未処分利益剰余金が1億9,116万1,000円が出たのかについて、ご説明いたします。

最初に経緯でございますが、平成25年度までは上水道施設工事の財源として、補助金等を受け入れた場合、仮に100万円の工事に50万円の補助金を受けた場合と仮定しますと、差引額50万円を償却対象資産とみなして、減価償却を行う、みなし償却制度というのがございました。今回の見直しにより、みなし償却制度が廃止され、この補助金等については長期前受金に整



理し、減価償却をさかのぼって行う必要がありました。既に、減価償却を終えている資産に係る長期前受金につきましては、未処分利益剰余金として収益化したものでございます。

次に、2の移行精算額の概要につきまして、黄色で着色した部分になりますが、先ほど説明した既に減価償却を終えている分として1億4,306万1,000円が利益剰余金となったものでございます。

最後に3番目に、利益剰余金比較図になりますが、右の欄をごらんください。

平成25年度よりの前年度繰越金として、3,559万5,000円、ただいまご説明しましたその他未処分利益剰余金として、1億4,306万1,000円、企業債の償還に充てた減債積立金の取り崩し分として1,608万5,000円、平成26年度決算による純損失が357万9,000円あります。未処分利益剰余金の合計が1億9,116万1,000円となったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

---

日程第24 議案第114号 平成26年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第25 議案第115号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第26 議案第116号 平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第27 議案第117号 平成26年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第28 議案第118号 平成26年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第29 議案第119号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第30 議案第120号 平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第31 議案第121号 平成26年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第32 議案第122号 平成26年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） お諮りします。

日程第24、議案第114号から日程第32、議案第122号までは平成26年度各種会計決算認定に関する議案であり、関連がございますので一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。

なお、議案の朗読については、省略いたします。

このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第114号から日程第32、議案第122号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 平成26年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして決算の概要を説明申し上げます。

さて、平成26年度の我が国経済は、政府の経済政策や日銀による追加金融緩和策を背景に、株価上昇と円安傾向が一段と進行したことにより、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、消費税増税に伴う個人消費の低迷が長期化していることに加え、円安に起因する物価上昇など、さらなる消費押し上げの懸念等もあり、先行きに関しては依然として不透明な状況の中、地方財政においても引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況の中で予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして予算計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼申し上げる次第であります。

また、各種会計の決算審査につきまして、丹野・菅野両監査委員に詳細な審査をしていただ

きましたことに対し感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

平成26年度一般会計の決算につきましては、歳入総額238億8,737万円に対し、歳出総額158億1,114万7,000円となり、歳入歳出差引額80億7,622万3,000円をもって決算しております。歳入歳出総額から繰越明許費繰越額31億3,989万7,000円、事故繰越額6億2,409万9,000円を差し引き、43億1,222万7,000円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、41億8,000万円を地方自治法の規定により基金に繰り入れをしたものであります。

平成26年度予算に対する歳入の収入率は95.11%、歳出の執行額は62.95%となっております。

町税につきましては、前年度に比し、調定額で1,146万円、収入済額で2,184万円とそれぞれ増額となり、徴収率も0.62ポイントの増となりました。

それでは、歳出の主な事務事業につきまして説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営経費等であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質や政策能力を高めるための研修や福利厚生事業を実施しました。

広報公聴費につきましては、広報紙などを通じて町民の皆様には町政情報を提供したほか、町内で実施されている事業の紹介記事や町内の事業所を紹介するなど町内の動きもあわせて伝えました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。

企画費につきましては、長期総合計画第3次基本計画の推進のため、復興計画と連携しながら各事業の推進を図りました。

また、平成18年度以降を経過期間とする次期長期総合計画及び第四次国土利用計画の策定に係る住民アンケート調査を実施したほか、総合計画審議会による審議を初め、策定検討に係る委員会において検討を行いました。

企業誘致に関しましては、東北放射光施設の誘致に向け、松島町東北放射光施設誘致協議会を立ち上げ、県や大学など関係機関との情報公開や、要望活動を行ったほか、町民の方々や松島中学校生徒とともに、国内最大の放射光施設である兵庫県のSpring-8を視察するなど、町民挙げての誘致の気運を高める取り組みも行いました。

また、企業に対しては、町内への出店や事業所開設への働きかけや、情報提供を行ったほか、宮城県主催の企業立地セミナーに参加し、首都圏や中京圏の企業に向けてのPR活動を行い

ました。

定住促進に関しましては、町民や町内の若手事業者、商店街の活性化などについて学んでいる松島高校観光科の生徒を対象とした定住促進セミナーを開催し、定住や移住促進に向けた意識向上に努めました。

また、復興支援定住促進事業補助金を交付し、町外からの移住促進に努め、計85人が転入しました。

景観形成につきましては、平成26年6月1日から景観条例を施行し、建物の建築の際に地区ごとに定められた景観形成基準について、町民や事業者の方々にご理解をいただきながら、景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

交通安全費につきましては、交通安全施設整備工事としてシングルカーブミラーの新設を2カ所、シングルカーブミラーの撤去再設を2カ所、ダブルカーブミラーの新設を3カ所、増設を1カ所、また支柱の交換を2カ所行いました。また、区画線工事として停止線及び「止まれ」の路面標示、スクールゾーンの補修等を実施し、交通事故防止に努めました。さらに、幼児、児童、高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室を実施しました。

啓発事業といたしましては、飲酒運転撲滅運動に重点的に取り組み、交通安全協会松島支部及び松島町交通安全母の会と連携して提供事業者への訪問及びリーフレットを配布し、飲酒運転根絶を呼びかけました。

諸費については、行政区長等の移動研修会を開催し、山形県中山町にて自治会活動に係る意見交換を行いました。また、埼玉県滑川町と相互交流宣言調印式を行い、両町を結ぶきずなをさらに深めました。

電子計算費につきましては、住民情報システム、財務会計システム、総合行政ネットワークシステム、地域情報システムの運用並びにセキュリティー対策を実施しました。また、社会保障税番号制度に対応させるためのシステム改修業務を行い、制度施行に向けてシステム環境整備を計画的に進めました。

町営バス運行費につきましては、4路線の運行、並びに第二小学校及び第二幼稚園へのスクールバス運行を行い、公共交通空白地区に通勤・通学・外出のための移動手段を確保しました。

復興推進費につきましては、震災復興計画の具現化に向け、復旧・復興関連事業間の調整を行いながら事業推進を図ったほか、避難場所及び避難施設等の整備を初めとする復興交付金

事業計画の変更申請を行い、町実施主体の14事業に対する復興交付金の配分を受け、復興事業の推進に努めました。

東日本大震災復興交付金事業として、避難施設や備蓄倉庫に係る用地測量や、造成設計業務、建設工事を実施したほか、耐震性貯水槽の整備に着手し、年度内に白萩避難所が完成しました。また、本郷地区の防災広場及び三居山地区の防災まちづくり広場の整備工事を実施し、松島地区（石田沢、三十刈、東浜避難場所整備事業、漁業集落防災機能強化事業）につきましては、用地買収及び物件等の補償や、整備工事を実施しました。

仮庁舎整備費につきましては、仮庁舎に係る環境整備工事等を実施しました。

集会施設建設費につきましては、高城地区住民の交流活動の場となる高城コミュニティセンターの建設を実施し、6月に完成しました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、町民の利便性向上を図るため週の初日の窓口延長を実施し、諸証明の交付事務を実施するとともに、虚偽の届け出防止や住民票の写し等の請求等において本人確認が定められたことによる諸証明の交付等を適正に実施しました。

選挙費につきましては、7月に任期満了による農業委員会委員一般選挙が執行されましたが、無投票となりました。また、12月には解散に伴う衆議院議員総選挙が執行され、小選挙区選出議員、比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票が執行されました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員、児童委員への活動の支援や社会福祉協議会を初めとする福祉団体等への助成を行いました。

また、東日本大震災で被災された方が、災害公営住宅へ入居する際の支援金の支給を行いました。

被災者支援としましては、引き続き災害援護資金の貸し付けを行い、国の被災者生活再建資金の申請手続とともに、生活再建の支援に努めました。

障害者福祉費につきましては、総合支援法などにに基づき、障害のある方へ施設入所費や通所サービス費の支給、医療給付などを行いました。障害者やその家族に対し、よりニーズに沿った施策の実現のため、第四期障害福祉計画書を策定しました。

また、当事者の困り事などの相談に対応できるよう、専門的な相談支援事業を実施しました。

地域活動支援センターでは、週4日は障害児とその家族が日中一時支援事業（希望園）を週1日は障害者が交流サロン事業ふあらとして利用し、松島町社会福祉協議会へ委託し、実施しました。このほか、心身障害者医療費助成事業、障害者団体への助成、障害者外出支援事業の福祉タクシー利用助成などを行いました。

老人福祉費につきましては、昭和39年4月に設立された老人クラブ連合会は、50周年を迎え、今後も多彩な活動を展開され、健康づくりや明るい長寿社会づくりのために、ご貢献いただけるよう記念式典等を支援しました。

また、本格的な高齢化社会の中、介護予防と在宅福祉サービスに重点を置いた事業を行いました。

臨時福祉給付金費につきましては、消費税率が引き上げられたことに伴い、低所得者への負担軽減を目的に、国が暫定的に給付措置をとったものであり、町は給付金支給に係る事務を行いました。

児童措置費につきましては、子供のいる家庭の経済的な安定を図り、家庭での健全な育成を支援し、豊かな家庭環境を築くことを目的に、中学校修了前までの児童の養育者に対し児童手当の支給を行いました。

保育所費につきましては、保育にかける子供の健全な発達を図ることを目的に保育を行い、通常保育のほか延長保育を実施しました。保護者が一時的に保育できない場合に利用できる一時預かり事業を磯崎保育所で実施しました。また、各保育所において子供たちが安心して過ごせる環境整備や維持管理に努めました。

母子福祉費及び子ども医療対策費につきましては、母子父子家庭、または子供に対する医療費を助成することにより、医療機会の確保、生活の安定を図ることに努めました。

子育て支援事業費につきましては、子育てに関する各種相談や仲間づくり事業、各種教室やイベントを子育て支援センターを中心に実施し、子育て中の父母が安心して楽しく子育てができるように支援を行うとともに、関係機関などと連携しながら、児童虐待や障害児支援を行いました。

子ども・子育て会議では、松島町の子供たちが伸び伸びと健やかに成長するために必要な環境整備などを討議、ご提案いただき、子ども・子育て支援事業計画にまとめました。

児童館建設費につきましては、文化観光交流館隣接地に児童館を建設しました。今後は、子育て支援の中核として事業を推進してまいります。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、消費税引き上げの影響を受けやすい子育て世帯に対する国の臨時的措置として、給付金支給に係る事務を行いました。

保健衛生総務費につきましては、保健・医療・福祉の連携を図りながら各ライフサイクルに合った健康プランの推進に努め、町民の健康づくりを支援しました。

震災以降自殺対策緊急強化事業補助金を活用し、心の健康サポーター養成講座や保健・医

療・福祉・民間事業者等による精神保健福祉ネットワーク研修会等を開催し、住民のメンタルヘルスの向上を図るとともに、関係機関と連携して地域で支え合う体制づくりを推進しました。

予防費につきましては、健康増進法及びがん対策基本法に基づく各種検診、予防接種法に基づく予防接種を実施しました。特に予防接種につきましては、新たに定期の要望接種の対象疾病に水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が追加されたことから、対象者が適時適切に摂取できるよう努めました。また、風疹の予防接種に係る助成事業を継続実施し、先天性風疹症候群を予防して安心して妊娠、出産できるよう努めました。

母子衛生費につきましては、妊娠期から幼児期において保健師・栄養士・歯科衛生士等による総合的な総合支援を行い、疾病の予防や基本的な生活習慣の獲得に努めました。

また、ハイリスク者には早期介入を図り、必要に応じて関係機関と協力して、良好な母子関係が築けるよう支援しました。

環境衛生費につきましては、各地区で実施したごみの清掃活動等で収集したごみの処理並びに公衆衛生組合連合会、環境美化推進員の協力のもと、町内一斉清掃に使用する防疫殺虫剤の配布、さらには早期発見のためのパトロール活動を実施しました。

また、再生可能エネルギーの導入事業として、松島第一小学校、松島第五小学校への太陽光発電装置・蓄電池設置工事を行いました。

塵芥処理費につきましては、町内197カ所に設置している生活系ごみ集積所からの収集を行うとともに、年4回のハッピーマンデーにおける燃えるごみ収集を行いました。

また、ごみ分別及びリサイクル等に関する啓発活動を通じ、ごみの減量化を実施しました。

勤労青少年ホーム費につきましては、施設の運営、講座、教室の実施のほか、留守家庭学級、幼稚園や保育所等の児童、幼児向けの図書巡回文庫を毎月実施し、子供たちが身近に本と触れ合う機会を提供しました。

労働諸費につきましては、勤労者の福祉増進を図り、また就業を希望する高齢者に対し就業機会の増進に努めました。

農業振興費につきましては、水田農業構造改革対策による「松島町地域水田農業ビジョン」に基づき産地づくり対策事業を推進し、県営圃場整備事業実施地区を主とした担い手組織による大豆及び飼料用米等の集団転作を8組織で実施し、86.6ヘクタールが実施されました。

生産調整につきましては、298.8ヘクタールが実施され、実施率は103.3%で円滑な生産調整ができました。

地産地消の推進につきましては、松島町地産地消実行委員会による年4回の「まつの市」、11月の「産業まつり」が開催され、安心・安全な地場産の農林水産物の提供と生産者と消費者の交流が図られました。また、11月の「大漁かきまつりイン磯島」等への参加で観光産業との連携もなされました。さらに、埼玉県滑川町で開催された11月の「滑川まつり」へ参加し、町外組織との交流も図られました。

農村整備事業につきましては、下志田地区において均平工及び置き土工を33.03ヘクタール実施しました。

農地費につきましては、県営事業であります銭神地区灌漑排水事業の用水路工を実施しました。また、高城川地区揚水機場補修事業の主ポンプ補修工を実施し、事業が完了しました。さらに、不來内排水機場補修事業の実施に向けた経済効果算定、事業計画書策定に伴う負担金を支出しました。

林業振興費につきましては、長松園等の維持管理の実施と特別名勝松島の松林の景観保持のため、空中散布97.57ヘクタール、地上散布64.17ヘクタール、伐倒駆除事業も宮城県及び近隣3市3町の連携のもとに実施し、松くい虫被害拡大の防止に努めました。

水産業振興費につきましては、松島湾でのアサリ、カキの養殖漁業等への支援を行いました。

漁港建設費につきましては、海岸保全区域策定業務及び磯崎漁港漁具倉庫解体設計建設実施設計業務並びに手樽地区3漁港の漁港内用地かさ上げ設計業務を実施しました。また、磯崎漁港漁具倉庫について、解体工事を実施しました。

商工業振興費につきましては、商工会が行う経営強化対策の支援及び中小企業振興資金融資に係る保証料補給を行い、商工業者の経営安定のための支援を行いました。さらに、まつしま復興支援プレミアム商品券の発行により、地域経済の活性化を図りました。

市町村消費者行政活性化事業につきましては、消費生活講習会を開催したほか、若者や高齢者への啓発品を配布し、消費生活に関する知識や理解の促進を図りました。

また、町内において結婚を望む若者が自分に合った相手を見つけることができる機会を得られるよう商工会青年部と連携し、出会いサポート支援事業を実施しました。

観光費につきましては、歴史・文化などの松島特有の恵まれた自然環境や、地域資源を生かし、松島の魅力発信に努め、各種の取り組みを行いました。観光誘客宣伝事業として、松島観光協会、宮城県観光連盟、日本三景観光連絡協議会等との連携を図り、観光客の受け入れ体制の充実、催しの開催の充実に努めました。

4月から6月に春の松島を「笑顔咲く旅伊達な旅」として、仙台・宮城【伊達な旅】春キャ



ンペーンを観光事業者等と連携して実施し、誘客につなげました。

広域の観光連携の取り組みとして、岡山県倉敷市及び岐阜県大垣市との観光交流事業や、「再発見！松島湾ダーランド構想」による松島湾岸3市3町との連携により、観光交流促進につなげることができました。

海外に向けては、世界有数の美しい湾の1つとなり湾クラブ加盟団体とのネットワークが結ばれた「世界の松島湾」として周知に努めました。

また、8月からは国際交流員を雇用し、外国人から見た松島の魅力を国内外に向け発信するとともに、外国人の受け入れ体制整備に向けた対応強化に努めました。

観光交流として、松島ファンクラブ事業を継続し、会員に対してファンクラブ通信やファンクラブの集いを実施し、松島の魅力の再発見や情報発信に努めました。

松島観光協会と連携した各種催しの開催として、霊場松島のお盆の行事として、松島流灯会海の盆や、恒例の紅葉ライトアップや、松島の月の魅力をPRするとともに、松島のおいしい地場産品を味わっていただく企画として、松島かき祭りや生産者と観光業者の連携として、季節に応じたランチの提供を実施しました。

観光客の利便と安全を確保するため、観光施設等の管理、環境整備にも努めました。

文化観光交流館費につきましては、文化的なホールを活用し、桂歌丸さん等を招いて、質の高いさまざまな芸術文化の講演事業の実施に努めました。

また、東北弁落語の六華亭遊花さんを特任館長に任命し、観光の情報発信や講演事業の運営に協力をいただく中、効果的な施設の運営に努めました。

道路橋梁総務費につきましては、道路台帳補修正業務及び町道湯ノ原線の県道移管に伴う現地調査、台帳調査、路面補修工事を実施しました。また、国道45号交通社会実験業務を平成25年度より継続し、実施しました。

道路維持費につきましては、町道にある構造物を調査点検したほか、道路の補修や除草、除雪業務等を実施しました。

道路新設改良費につきましては、東日本大震災復興交付金事業であります富山踏切移設工事に伴う協定や、松島地区・高城・磯崎地区・手樽地区避難道路の調査設計業務、用地買収、物件等の補償や整備工事を実施しました。

また、社会資本整備総合交付金事業であります町道内町線及びウオーキングトレイルの整備工事を実施しました。

河川総務費につきましては、初原志度内地区について、河川基本設計業務を実施しました。

都市計画総務費につきましては、計画的な土地利用を促進するとともに地区計画内における行為の届け出など、都市計画に係る各種行為に対する事務を実施しました。

また、都市計画審議会において、雨水ポンプ場の変更及び追加に係る諮問をし、原案のとおり承認することで答申をいただきました。

公園管理費につきましては、運動公園、多目的広場を天然芝から人工芝に整備し、町内外の利用者が年間を通して多種多様なスポーツ、レクリエーション活動に触れる機会の拡充を図りました。

街路事業費につきましては、東日本大震災復興交付金事業であります根廻磯崎線道路築造整備事業の調査設計業務を実施したほか、用地買収、物件等の補償を実施しました。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、一般木造住宅の耐震診断助成事業及び耐震改修工事助成事業を実施しました。

住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金、津波被災住宅再建支援事業補助金を交付し、被災した宅地等所有者の生活再建の負担軽減を図りました。

災害公営住宅整備費につきましては、宮城県との業務施工に関する協定により、整備した災害公営住宅40戸が完成し、平成27年4月より入居が開始されました。また、磯崎字美映の丘地内に災害公営住宅防災広場を整備しました。

耐震対策緊急促進事業費につきましては、要緊急安全確認大規模建築物に該当する施設について、耐震診断に伴う補助を実施しました。

消防費につきましては、消防団第一分団における小型動力ポンプ積載の普通自動車につきまして、配備後13年が経過し劣化が見られることから、同型の積載車1台を更新するなど地域の防災・防火対策の強化に努めました。

また、平成26年度に結成した磯崎区全体の自主防災組織を初め、各地区での自主防災訓練実施に向けて指導、助言に努めました。

災害対策費につきましては、東日本大震災での教訓、災害対策基本法等の改正に伴い、昨年度より松島町地域防災計画の見直しを行い、年度内に事業を完了しました。

教育委員会費につきましては、松島町教育振興基本計画及び平成26年度松島町教育基本方針に基づき、やさしく、たくましい児童生徒の育成と教育環境の整備に努めました。

小中学校管理費及び幼稚園費につきましては、未来の松島を担う元気で心豊かな子供たちの育成のため幼稚園、小学校、中学校、高校の連携による志教育の推進、夫婦町のかほ市教育委員会との教育交流を実施しました。

また、新たに心のケア、不登校対策事業を実施し、小中学校や学び支援事業と連携しながら、きめ細やかな学習支援、地域人材を活用した児童生徒の自主的な学習習慣形成、学力向上に努めました。

学校教育環境の整備につきましては、情報教育推進のため、教育用パソコンやタブレット機器のリースによる整備を行いました。

学校施設では、第五幼稚園建設を実施し、子ども・子育て支援法施行に伴う幼児教育充実、3歳児教育の実施に向け、安全・安心な学校教育環境整備に努めました。第五幼稚園においては、平成27年4月より3歳児保育を開始しました。

社会教育総務費につきましては、生涯学習団体活動の活動推進に努め、特に青少年ボランティアのジュニアリーダーの育成に取り組み、登録者数も3年前の5人から30人に増加し、海の盆や留守家庭学級への協力など、積極的に地域活動に貢献しました。

また、新たな事業として小中学生を対象に関係機関と連携し、東日本大震災後の振り返りと、避難所体験等を目的に、松島防災キャンプを実施しました。さらに、協働協力推進に向け、各分館長の協力で、地域に残る歴史・文化の教育資源の掘り起こしと情報の集約に積極的に取り組みました。

公民館費につきましては、一般町民にも松島の歴史、文化を知ってもらうため、松島の歴史を学ぼう講座等を開設し、民間の協力による親子の工作教室を実施するなど、生涯学習の機会の提供と、各分館活動等地域コミュニティづくりの推進に努めました。

文化財保護費につきましては、文化庁長官を初めとする調査官の視察を受けながら、瑞巖寺本堂ほかの解体修理事業やいぶきびやくしんなど指定文化財修復・保護への補助を行い、所管する施設や史跡の維持管理に努めました。

また、教育振興基本計画に基づき、小学生を対象に、瑞巖寺、品井沼干拓の歴史等、松島の歴史文化を学ぶ出前講座実施に積極的に取り組みました。

給食施設費につきましては、幼稚園でのニンジン栽培や、地元のシェフや料理人監修の給食提供を実施し、食への関心を高める食育を推進するとともに、ふるさと食材を多く活用した安心・安全な学校給食の提供を行いました。

体育施設費につきましては、B & G海洋センタープール跡地に屋外多目的運動場アトレ・るD o m eを整備し、雨天時等の運動機会の確保と、交流拡大の環境づくりを行いました。また、幼児の体力向上及び運動神経と運動能力の向上を目的に、コーディネーショントレーニングを継続して実施しています。

農業用施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災した排水路、ため池等の災害復旧工事を実施しました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、道路、河川、漁港の災害復旧工事を実施しました。また、松島大橋の災害復旧に伴う用地買収、物件等の補償を実施しました。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額21億2,118万円に対し、歳出総額18億9,158万円となり、歳入歳出差引額2億2,960万円をもって決算を行っております。

国民健康保険事業の健全な運営、町民の社会保障及び福祉の増進と適切な医療を確保するための医療給付等を適正に行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億9,039万4,000円に対し、歳出総額1億8,921万8,000円となり、歳入歳出差引額117万6,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、市町村事務とされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受け付け事務を適正に行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額14億9,288万4,000円に対し、歳出総額14億4,235万3,000円となり、歳入歳出差引額5,053万1,000円をもって決算を行っております。

介護保険制度の周知、相談体制の充実に努め、関係機関等との連携を図り、円滑なサービス利用、適正な介護保険運営に努めました。

また、第六期介護保健事業計画策定の年に当たり、アンケート調査を行うなど、高齢者を取り巻く現状と課題を整理しながら、介護保険運営協議会において平成27年度から平成29年度までの3年間の計画を策定し、あわせて介護保険料の見直しも行っております。

地域包括支援センターにおきましては、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的、継続的なケアマネジメント業務を行い、高齢者の方が要介護状態または要支援状態になることを予防しました。高齢化率が県内でも高い水準にありますが、住みなれた地域で安心して生活できるようさまざまな教室を行い、健康の保持増進を図りました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額497万2,000円に対し、歳出総額497万2,000円となり、歳入歳出差引額ゼロ円をもって決算を行っております。

介護保険における要支援認定者に対し、適切なサービスが提供されるよう関係サービス事業者との連絡調整を図りました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額7,328万8,000円に対し、歳出総額6,271万7,000

円となり、歳入歳出差引額1,057万1,000円をもって決算を行っております。

観瀾亭費につきましては、季節に応じた茶菓や地場製品の提供を行い誘客に努めました。また、夜の松島の魅力を伝える催しとして、お月見の会や紅葉ライトアップ等で夜間営業を実施しました。

環境整備として、樹木剪定、古木剪定等を行い維持管理に努めました。

福浦橋費につきましては、震災により被害を受けた橋の照明をLED照明とし、11月よりライトアップを再開しました。カフェベイランドにおいても地場製品を使った軽食の提供を行い地産地消に努めました。施設の維持管理を行い、観光客の誘客にも努めました。

松島区外区有財産特別会計につきましては、歳入総額216万8,000円に対し、歳出総額166万8,000円となり、歳入歳出差引額50万円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰り入れ並びに利子収入が主なものであります。歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の管理費用が主なものであります。そのほかは財産積み立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額17億1,302万1,000円に対し、歳出総額11億1,965万7,000円となり、歳入歳出差引額5億9,336万4,000円をもって決算を行っております。歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額5億6,287万8,000円及び事故繰越繰越額217万3,000円を差し引き、2,831万3,000円が実質収支額となっております。

歳出の主なものにつきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であります。

総流入汚水処理量は152万1,000立方メートルとなり、汚水処理に要した経費は2億8,114万3,000円であり、1立方メートル当たりの汚水処理原価は210円となりました。

雨水排水施設につきましては、排水ポンプ場11カ所の運転管理により降雨時等の対応を行いました。

下水道施設整備費につきましては、汚水系で普賢堂地内の下水道管布設工事等を実施しました。雨水系では高城雨水ポンプ場の配水管更新工事を実施しました。

また、東日本大震災による地盤沈下浸水対策として、災害復旧事業並びに東日本大震災復興交付金事業により雨水ポンプ場等の調査設計及び小石浜地区の河川護岸かさ上げ工事を翌年度に繰り越しし実施しました。

なお、公債費につきましては、元利償還金として5億9,074万4,000円を償還しました。

水道事業会計につきましては、平成26年度水道事業の業務量は、年度末給水人口1万4,887

人、年度末給水戸数5,635戸、年間総配水量199万4,000立方メートル、年間有収水量176万7,000立方メートルでありました。

水道事業収益費につきましては、5億7,024万1,000円となり、特に水道料金が大きく減となり、中でもメーター口径25ミリ以上の業務用水道料金が大きく落ち込んだことが影響し、166万円の減収となっております。

水道事業費用につきましては、5億7,382万円となり、平成26年度より施工された地方公営企業新会計基準の適用により、各種引当金等が費用計上されたこともあり、2,853万8,000円の増額となりました。

この結果、収益的収支では359万1,000円の純損失が生じました。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入としての受け入れはありませんが、資本的支出として、二子屋浄水場の実施設計業務委託を実施したほか、東日本大震災に係る震災復旧工事等の進捗状況に合わせ配水管移設工事等を実施しました。

この結果、資本的収入ゼロ円に対し、資本的支出が3,463万4,000円となり、差し引き不足額3,463万4,000円は過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金の取り崩し等により補填しております。

東日本大震災に対する水道施設災害復旧事業は平成23年度で終了しており、平成26年度においては、震災に起因する大規模漏水の発生はありませんが、今後とも管渠等の状況について注視してまいります。また、国や県、町の災害復旧・復興事業に伴う配水管移設工事等について、工程調整等によりおくれが発生しておりますが、今後も関係部署との連携を密にし、需要者に支障が出ないように十分に配慮してまいります。

以上が、水道事業会計の決算であります。今後もお一層の需要者へのサービスに努める所存であります。

ただいま一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算状況の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 以上で、議案第114号から議案第122号までの提案理由の説明が終わりました。

若干ここで休憩をしたいと思います。再開を2時といたします。

午後 1時48分 休 憩

午後 2時00分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

---

日程第33 報告第 7号 平成26年度松島町健全化判断比率について

日程第34 報告第 8号 平成26年度松島町資金不足比率について

○議長（片山正弘君） お諮りします。

日程第33、報告第7号及び日程第34、報告第8号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がございますので一括して報告を求めたいと思います。

なお、報告書の朗読については省略いたします。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

報告第7号及び報告第8号の報告を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第7号平成26年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、本格的に平成21年4月1日から施行となりました。法第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成26年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、また連結実質赤字比率については松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、両比率とも実質赤字がないため、同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「<sup>なし</sup>」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、平成18年度からの地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い、平成17年度の決算から新たな指標として算定しておりましたが、財政健全化法の施行に伴い、4指標の中に移行され、8.9%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、健全化法の施行に伴い、新たに算出した指標であり、松島町

の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰り出し見込み額及び一部事務組合・広域連合等の地方債償還負担金など、平成26年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、60.7%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で、平成26年度の松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

次に、報告第8号平成26年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、本格的に平成21年4月1日から施行となりました。法第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成26年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、地方公共団体が直接社会公共の利益を目的として経営する企業で、松島町では地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計が該当し、各公営企業ごとの営業収益に対する資金不足の割合であり、平成26年度決算で資金不足額がないため、同法第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「<sup>なし</sup>」と記載しております。

また、備考欄の数値につきましては、法律施行規則の様式に準じ、事業の規模を記載しており、営業収益の額、営業収益に相当する収入額から受託工事収益の額、受託工事収益に相当する収入額を控除した額となっております。

なお、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、平成26年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 説明、財務課長。

○財務課長（舘山 滋君） それでは、健全化判断比率等について説明しますので、お手数ですが報告第7号及び第8号健全化判断比率等についての参考資料をごらん願います。

町長の説明と重複するものがありますが、あらかじめご了承願います。

まず、1ページをお開き願います。

健全化判断比率としての4つの財政指標につきましては、町の財政状況を客観的にあらわす



もので、国が示した計算方法により求めるものでございます。

その結果、4つの比率はここに記載の数字であり、早期健全化基準及び財政再建基準には至っておらず、数字上は健全な状態であると言えます。

2ページ以降にこの比率を求める際の基準となる項目と金額などを記載しております。

2ページをお開き願います。

左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、平成26年度の実質赤字比率はマイナス110.47%で前年度より大幅に減少しております。これは、前に議案第105号松島町一般会計補正予算（第4号）において説明したとおり、一般会計の実質収支額が大幅にふえたことによるものでございます。

その他の表が松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果はこのページの右下に記載してあるとおり、マイナス165.84%となり、前年度よりマイナス幅が拡大しております。この要因は、先ほどと同じで一般会計の実質収支額が大幅にふえたことによるものでございます。このように、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス表記になっております。このことは、赤字は生じていない、黒字であるということになります。

3ページをお開き願います。

3ページから5ページまでの表は公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計の資金不足額や資金不足比率を求めたものでございます。

3ページの表の右側の（8）に資金不足額または剰余金をあらわしております。水道会計では約11億5,500万円の剰余金があり、また観瀾亭等会計及び下水道事業会計もそれぞれ剰余金を有しており、したがって資金不足にはなっていない状況であります。

資金不足比率につきましては、4ページ、5ページで説明します。

4ページをお開き願います。

資金不足比率は、資金不足額を営業収支または営業収益に相当する収入の額などの事業規模で除して求めるものであり、その結果、プラスの数字で高ければ高いほど経営状況は悪化していると言えるものでございます。

本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算結果がマイナス208.51%で、また5ページに記載してあるとおり観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率の計算の結果は、ともに分子の資金不足額がゼロでありますので、分母の事業規模に関係なくゼロ%と

なっております。

このことから、本町の水道会計、観瀾亭等会計及び下水道会計は資金不足が生じていないということになります。

6ページをお開き願います。

この表は、地方債などの負担額の大きさなどを示す実質公債費率を求めたもので、3年間の平均であらわすものとなっております。①から⑱までの数字は、国の統計調査である決算統計や、普通交付税算出の際に使用する数値などから求めたもので、これを元に国が示した計算方法で算出したものでございます。

この結果、実質公債費率は8.9ポイントで、前年より若干下がりました。

次ページをごらんください。

この表は、将来負担比率を求めたもので、この将来負担比率は地方債や債務負担行為に係るもの、それから松島町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性がある負担等の現時点での残高を指標化して計算するものであり、その計算は、このページの下の方のとおりであります。その結果、平成26年度の将来負担比率は60.7%となっております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 説明が終わりました。

報告事項でございますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。報告を終わります。

ここで、議事運営上暫時休憩としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。議員の皆様は自席でお待ちください。

午後 2時13分 休 憩

---

午後 2時14分 再 開

○議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

---

日程第35 議案第123号 松島町副町長の選任につき同意を求めることについて

て

○議長（片山正弘君） 日程第35、議案第123号松島町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第123号松島町副町長の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

提案を申し上げます方は、熊谷清一氏であります。

熊谷氏の経歴を申し上げますと、昭和30年生まれで、東北学院大学工学部土木工学科を卒業後、昭和53年に本町職員として奉職され、下水道課長、都市計画課長、建設課長、財務課長等を歴任し、平成24年4月から総務課長として本町行政の中枢を担い、手腕を振るわれている方であります。

熊谷氏の仕事に対する真摯な姿勢と、誠実な人柄をご承知のとおりであります。何よりも長年培われた行政経験と的確な判断、行動力は東日本大震災に伴う復旧・復興及び私のこれから推進する町政運営において、副町長としてその職責を担うにふさわしい方であるので、選任につきましてご同意を賜りたく、提案申し上げます。

議員各位のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしの声があります。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

これより議案第123号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 念のため申し上げます。

本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入を願います。なお、白票については、会議規則の規定により、否といたします。

投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○議長（片山正弘君） 準備ができました。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（片山正弘君） ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。

会議規則の規定により 6 番小幡公雄議員、 7 番高橋幸彦議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票に入ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

6 番小幡公雄議員、 7 番高橋幸彦議員、開票立ち会いをお願いします。開票してください。

〔開 票〕

○議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは、報告いたします。

投票総数12票

有効投票12票

無効投票0票

有効投票中

可とするもの12票

否とするもの0票

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 以上のとおり賛成全員であります。

よって、議案第123号松島町副町長の選任につき同意を求めることについて、同意することに決定いたしました。町長。

○町長（櫻井公一君） このたび副町長の選任につきましては、議員皆様の同意をいただき、まことにありがとうございます。熊谷氏につきましては、10月1日付で任命いたしますが、松島町の復興及びさらなる発展に向けて、ともに頑張ってまいる所存でございますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 続けて、同様の人事案件のため議場を閉鎖したままといたします。

---

#### 日程第36 議案第124号 松島町教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて

○議長（片山正弘君） 日程第36、議案第124号松島町教育委員会の委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第124号松島町教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在教育委員会委員の藤澤美子氏が平成27年9月30日をもって、任期満了となりますので、新たに赤間里香氏を教育委員会の委員に任命することについて、ご同意を賜りたく提案を申し上げます。

赤間里香氏は、資料に記載したとおりであります。昭和38年8月13日生まれで、昭和62年3月に筑波大学を卒業され、昭和62年4月に株式会社リクルートコスモスに勤務されました。その後、株式会社帝国データバンクや、大崎市古川観光物産協会などに勤務され、平成25年4月より松島町学び支援事業の支援員として、子供たちの学力向上にご努力いただいております。

ます。

保護者として、学校教育に深い理解と教育に関する熱意を持ち、社会的見識を持った人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任者と考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしの声がございます。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

これより議案第124号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入を願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により、否といたします。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。

会議規則の規定により 8 番今野 章議員、 9 番太齋雅一議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱確認〕

○議長（片山正弘君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

8番今野 章議員、9番太齋雅一議員、開票立ち会いをお願いします。開票してください。

〔開 票〕

○議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは、報告いたします。

投票総数12票

有効投票12票

無効投票0票

有効投票中

可とするもの12票

否とするもの0票

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 以上のとおりで賛成全員であります。

よって、議案第124号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第37 議員提案第4号 松島町議会基本条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第37、議員提案第4号松島町議会基本条例の一部改正について、提

案の説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

松島町議会基本条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、平成20年6月1日から本条例を施行し、条例第8条各号については、これまで関係法規の改正等により、所要の改正を行ってきたところであり、しかしながら、条例施行後、7年が経過しており、関係諸法律の改正、議決事件としている町の計画等の現状、及び今後の予定等を踏まえ、議決事件としている計画等の変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（片山正弘君） 提案者からの説明が終わりました。

---

日程第38 議員提案第5号 松島町議会委員会条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第38、議員提案第5号松島町議会委員会条例の一部改正について、提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

議員提案第5号松島町議会委員会条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、議員活動の取り組み等を考慮し、常任委員の任期を現行の議員任期4年から、2年に改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（片山正弘君） 議案についての提出者からの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、9月28日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時35分 散 会